

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和1年8月15日(2019.8.15)

【公開番号】特開2019-107456(P2019-107456A)

【公開日】令和1年7月4日(2019.7.4)

【年通号数】公開・登録公報2019-026

【出願番号】特願2019-2626(P2019-2626)

【国際特許分類】

A 47G 29/10 (2006.01)

【F I】

A 47G 29/10 B

【手続補正書】

【提出日】令和1年7月5日(2019.7.5)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】請求項1

【補正方法】変更

【補正の内容】

【請求項1】

上側リングと下側リングとを有する本体部であって、前記上側リングは閉鎖可能な開口を有し、前記上側リングと前記下側リングとは挟持部によって分離されており、前記挟持部は前記本体部の第1側部および第2側部を含み、前記本体部の前記第1側部と前記第2側部とは前記挟持部において、前記本体部の前記下側リングに沿ってスライドする標準の鍵が容易に前記挟持部を通過して前記上側リングに移動することができるように近接しており、前記閉鎖可能な開口はカラビナゲートを有し、前記本体部を屈曲させることにより、前記挟持部の前記第1側部と前記第2側部の間を離間させる、本体部を備えるキーリング。